

国立学校設置法の一部を改正する法律案提案理由
たゞいま議論になりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につ
きまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申しあげます。

この法律案は、国立大学の学部、附置研究所、附置分院、附置学校及び
教育施設又は研究施設の施設、廃止、国立短期大学の施設並びに国立大学
に包括された旧制の諸学校の廃止等につきましての所要の規定を設けると
ともに、国立学校にせられる職員の設定を、昭和二十七年年度予算に定めら
れた定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであり
ます。

次に改正内容の骨子を法案の順を追つて簡単に申しあげます。

改正の第一点は、国立大学に包括されていた旧制の学校で、その生徒が
在学していたために、課程として存続していたものうち、募集停止によ
り、昭和二十六年限り、職員及び生徒の定員がなくなるものを廃止いた
したことであります。これによつて廃止される学校は、専門学校、高等師
範学校等二十九校であります。

なお、昭和二十七年年度以降も存続するものは、旧制の大学等二十七校で
あります。

改正の第二点は、国立大学の学部の施設の新設でありまして、北海道大学農学
部獣医学部を獣医学部としたこと。茨城県立農科大学を茨城大学に合併し
て農学部としたことと、岐阜県立大学工学部を岐阜大学に合併し工学部と
したことであります。いずれも、大学設置審議会にはかつて昭和二十七
年度からの開設を適当と認められたものであります。

改正の第三点は、小樽商科大学短期大学部、福島大学経済短期大学部、
千葉大学工業短期大学部の三つの国立短期大学部の設置であります。これ
は、いずれも夜間に授業を行うものであります。勤労青年の進学希望に
こたえようとするものであります。

改正の第四点は、大学附置研究所の合併廃止に關するものでありまして、
東北大学ガラス研究所を同大学非水溶液研究所に合併したこと、東京大学
立地自然科学研究所を廃止したことでありまして、

改正の第五点は、附置学校及び教育施設又は研究施設の設置、整備に關
するものであります。そのおもなものは、従来高等師範学校、女子高等
師範学校に置かれた附置学校を高等師範学校、女子高等師範学校の廃止に
伴い国立大学及び学部の附置学校としたこと、その他助産婦学校、診療×
線技術学校、歯科技工士学校を設置したこと等であります。

改正の第六点は、国立学校に置かれる職員の定員を昭和二十七年年度予算に
合わせて改正したことでありまして、改正後の定員は国立学校を通じて六〇、

天野 332

国立学校設置法の一部を改正する法律案提案理由

たゞいま議題になりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部、附置研究所、附屬分院、附屬学校及び教育施設又は研究施設の設置、廃止、国立短期大学の設置並びに国立大学に包括された旧制の諸学校の廃止等につきましての所要の規定を設けるとともに、国立学校におかれる職員の内員を、昭和二十七年予算に定められた定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであります。

次に改正内容の骨子を法案の順を追って簡単に申し上げます。

改正の第一点は、国立大学に包括されていた旧制の学校で、その生徒が在学していたために、課程として存続していたものうち、募集停止により、昭和二十六年限り、職員及び生徒の内員がなくなるものを廃止したこととあります。これによつて廃止される学校は、専門学校、高等師範学校等二十九校であります。

なお、昭和二十七年以降も存続するものは、旧制の大学等二十七校であります。

改正の第二点は、国立大学の学部の新設でありまして、北海道大学農学部獣医学部を獣医学部としたこと。茨城県立農科大学を茨城大学に合併して農学部としたこと、岐阜県立大学工学部を岐阜大学に合併し工学部としたこととありまして、いずれも、大学設置審議会にはかつて昭和二十七年からの開設を適当と認められたものであります。

改正の第三点は、小樽商科大学短期大学部、福島大学経済短期大学部、千葉大学工業短期大学部

の三つの国立短期大学部の設置であります。これは、いずれも夜間に授業を行うものでありまして、勤労青年の進歩希望にこたえようとするものであります。

改正の第四点は、大学附置研究所の合併廃止に関するものでありまして、東北大学ガラス研究所を同大学非水溶液化学研究所に合併したこと、東京大学立地自然科学研究所を廃止したこととあります。

改正の第五点は、附屬学校及び教育施設又は研究施設の設置、整備に関するものでありまして、そのおもなものは、従来高等師範学校、女子高等師範学校に置かれた附屬学校を高等師範学校、女子高等師範学校の廃止に伴い国立大学及び学部の附屬学校としたこと、その他助産婦学校、診療×線技術学校、歯科技工士学校を設置したこと等であります。

改正の第六点は、国立学校に置かれる職員の内員を昭和二十七年予算に合わせて改正したこととあります。改正後の定員は国立学校を通じて六〇、九六一名となり、前年度当初より一、六三九名の減少となっております。

これは、国立大学附屬医学専門部の廃止による減員及び行政機關職員定員法の改正による減員等と県立大学の合併に伴う増員のほか、東京医科歯科大学及び大学、学部等の学年進行による増員とを差引した結果、結局国立学校を通じて一、六三九名の減員となつたものであります。

以上申し述べましたのが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

九六一名となり、前年度当初より一、六三九名の減少となつております。これは、国立大学医学附属専門部の廃止による減員及び行政機関、職員定員法の改正による減員等と県立大学の合併に伴う増員のほか、東京医科大学及び大学、学部等の学年進行等による増員とを差引した結果、結局国立大学を通じて一、六三九名の減員となつたものであります。

以上申し述べましたが本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

